

(平成23年11月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和44年3月18日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月1日から同年4月1日まで
② 昭和45年4月15日から46年7月1日まで
③ 昭和51年10月1日から53年4月1日まで

私は、昭和44年3月31日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月1日とされ、申立期間①が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間②及び③の標準報酬月額（申立期間②は3万3,000円から3万9,000円、申立期間③は16万円から18万円）が、実際に支給されていた金額（申立期間②は5万円、申立期間③は20万円）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間①のうち、昭和44年3月1日から同年3月17日まで、A社に継続勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録から、A社で申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の同僚について、雇用保険の加入記録を確認したところ、全員、同社での雇用保険の離職日の翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから判断すると、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和44年3月18日と認められる。

2 一方、申立期間①のうち、昭和44年3月18日から同年4月1日までの

期間について、前述により、申立人のA社での雇用保険の離職日は同年3月17日とされている上、C社（A社の後継会社）及び当時の同僚からも、申立人が当該期間に勤務していた旨の供述は得られない。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②及び③について、オンライン記録により、B社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、申立期間②及び③における同僚の標準報酬月額、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、B社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない上、当時の同僚からも、申立期間②及び③当時における申立人の給与額についての供述は得られない。

このほか、申立期間②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年9月まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額（28万円）が、実際に支給されていた金額よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の職員名簿で確認できる月俸額（昭和54年4月以降）を見ると、昭和62年4月1日に改定された月俸額は、29万1,000円（対応する標準報酬月額は30万円）であることが確認できる。

また、前述の職員名簿で確認できる申立人の月俸額及びA社の被保険者原票を確認したところ、申立期間以外に、標準報酬月額が月俸額よりも低額で定時決定されている期間は確認できない。

さらに、前述の職員名簿の記載内容及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、病気等により欠勤した形跡もうかがわれず、ほかに前年度の標準報酬月額の定時決定（30万円）以降、申立人の月俸額が減額される要因は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。